

入 札 説 明 書

令和 7年 5月 26日
総務部公共施設管理課

- 1 工 事 名 狭山市急患センター空調設備等改修工事
- 2 工事場所 狭山市狭山台3丁目24番（保健センターの隣）
- 3 工 期 契約日から令和7年11月28日まで
- 4 工事概要 急患センターの空調機器及び換気機器の撤去新設
 1. 既存機器の撤去処分
 2. 電灯コンセント更新（照明 LED 化）
 3. 上記工事に伴う電気・建築工事 一式
- 5 施工上の諸注意
 - ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・ 工事の実施に際しては監督員・施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
 - ・ 工所用給排水電力等は受注者の責によるものとする。
 - ・ 周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
 - ・ 搬入路及び周辺道路については関係部署と協議し事故防止に努めること。
 - ・ 利用者や職員の安全及び施設運営に十分配慮して工事を行うこと。
 - ・ 資材置場、作業場については監督員と協議の上決定すること。
 - ・ 部分的に停電が発生する場合は監督員、施設運営者と協議の上承諾を受けたのち、作業を行うこと。
 - ・ 当該施設の診療は平日（火曜日・水曜日・金曜日）19：30～22：30、休日（日曜日・祝日）9：00～12：00（一部日程においては9：00～12：00、13：00～15：00）に行うため、施設に明け渡すこと。
 - ・ 断続的な騒音や振動を伴う作業は、上記診療時間を除く時間に行うこと。
 - ・ 全作業工程において、診療日時には給水できる状態にすること。また、断水が発生する場合は、監督員、施設担当者との協議の上承諾を受けたのち、作業を行うこと。
 - ・ 本施設は工事中休診としないため、利用者への安全管理等十分に配慮するとともに、施設管理者と施工時期及び手順を十分に調整すること。
 - ・ 同一敷地内の保健センターは通常通りの運営となるため、保健センター運営上支障とならないよう十分に配慮すること。

6 その他

- ・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法	質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
受付日時	令和7年5月29日（木） 午前10時まで
回答方法	質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
回答日時	令和7年6月3日（火） 午前10時から